平成２４年（フ）第３５１号
大阪府藤井寺市小山４―16―44、住民票上の住所大阪府東大阪市六万寺町３丁目７番14号
債務者　西口　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
堺市南区庭代台４―22―10、住民票上の住所大阪市天王寺区国分町16番16号　メゾン南海702号
債務者　森下　隆二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２２号
堺市堺区戎之町東１丁１番７―801号
債務者　湯川安依子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
堺市南区城山台２丁１番20―109号
債務者　宮川　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
堺市中区福田90番地１　ＮＧＴ―21ＦＵＫＵＤＡ201号
債務者　井上　順子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷271番地の３
債務者　宮本　　惠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４棟701号室
債務者　久保田恭弘
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
堺市南区高倉台１丁３番２―505号
債務者　深水　優子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
堺市北区東雲東町１丁５番10号　ハイツにひきのさかな202号
債務者　下谷　義信
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
香川県観音寺市茂木町４丁目６番13号
債務者　藤原　峰子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１２２号
長崎県長崎市三原２丁目33番54号　ハイツ植田Ⅱ101号
債務者　大坪　美貴
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
北海道岩見沢市南町７条３丁目10番７号
債務者　影山小夜子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２０８号
神奈川県伊勢原市池端498番地の５　中沢ハイツＢ―102号
債務者　春日　**浩樹**
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２５号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作7208番地21
債務者　星野　善衛
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字藤寄1361番地５
債務者　小池　克也
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３９５号
愛知県春日井市高森台６丁目11番地19　レオパレスさくら103号
債務者　真美装こと　水野真之介
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６号
愛知県一宮市三条字山41番地１　Ｄ号
債務者　藤田　昭江
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１４４号
香川県高松市太田下町2267番地４　万亀マンション301号室
債務者　左達　　明
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで　高松地方裁判所破産・再生係